

五十嵐川漁業協同組合内共第 10 号

第 五 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

令和6年1月1日

五十嵐川漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、五十嵐川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・うぐい・こい・やまめ・いわな・かじか及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	1人1竿 但し、こい釣は1人3竿
竿ころがし釣・ルアー（いずれもあゆに限る）	1人1竿
投網・三角網（板押）・ヤス（かじかに限る）	1人1統

(遊漁期間等)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間及び区域で行わなければならない。

魚 種	期 間 ・ 区 域
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 但し、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。
うぐい	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日まで 但し4月11日から4月20日までを除く。
やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
にじます	1月1日から12月31日まで

但し2月1日から2月末日までを除く 守門川と五十嵐川の合流地点から信濃川と五十嵐川の合流地点までの五十嵐川本流のみ
--

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(一般開放)

第5条 次に掲げる区域を一般漁労愛好者の憩いの場として、水産動植物（但し、あゆ及びにじますを除く）の採捕を無料で開放する。但し、組合で定めた漁具・漁法の制限及び禁止期間に違反してはならない。

- (1) 三条市の五十嵐川に架かる田島橋上流端より下流の信濃川との合流点までの五十嵐川の区間及びその区間内にある支流全域
(但し、五十嵐川鮭有効利用調査委員会による調査期間内におけるこの区間は除く)
- (2) 三条市北五百川地内の駒出川に架かる五百川端上流端より下流の五十嵐川との合流点までの駒出川の区間

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては、年間を通じて、遊漁をしてはならない。

- (1) 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流 200m、下流 400mの間の区域内。
- (2) 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ 100m、下流端より下流へ 200mの間の区域内。
- (3) 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ 500mの区域内。
- (4) 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流 50m、下流 100mの間の区域内。
- (5) 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流 200m、下流 400mの間の区域内。
- (6) 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流 200m、下流 400mの間の区域内。
- (7) 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域（47.0m）の境界から上流 103.0mの区域内。
- (8) 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ 50m、下流端より下流へ 100mの間の区域内。
- (9) 三条市吉ヶ平地内の守門川第6号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道 183号線の堰江橋上流端より上流 30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、にじます	早水地内新守門橋から遅場地内逆橋までの区域 但し3匹まで持ち帰りは可	3月1日から9月30日まで
にじます	清流大橋から守門川・五十嵐川の合流地点まで	通年

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	12cm 以下
うぐい	10cm "
こい	15cm "
かじか	4cm "
いわな	15cm "
やまめ	15cm "
にじます	15cm "

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣・ころがし釣 ルアー	1日券 2,000円(税込) 年 券 10,000円(税込)
かじか	竿釣・ヤス・ かじかタモ	1日券 1,000円(税込) 年 券 4,000円(税込)
こい	竿釣	
うぐい		
いわな		
やまめ		
にじます		
あゆ	投網	1日券 4,000円(税込)
こい		
うぐい		
かじか	三角網(板押)	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいてしなければならない。但し、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

氏 名 (店 名)	住 所
五十嵐川漁業協同組合事務所	三条市高岡 651
タカハシ釣具店	三条市東裏館 2-15-10
上州屋 燕三条店	燕市井土巻 3-215
フィッシャーズ 竹尾 IC 店	新潟市東区はなみずき 3 丁目 2-20
フィッシャーズ 黒埼店	新潟市西区山田 415
そば処 山河	三条市大谷地 94-1
嵐溪荘	三条市長野 1450
アユの小島	三条市森町 1501
若林商店	三条市北五百川

農業体験学習施設 よつてげ邸	三条市早水 588-2
道の駅 漢学の里しただ	三条市庭月 451-1
吉ヶ平山荘（吉ヶ平管理組合）	三条市吉ヶ平 160
セブンイレブン 三条滝谷店	三条市滝谷 107
Angler's Field 工藤信明	三条市長野

（遊漁承認証に関する事項）

第 10 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
 - （2）承認期間
 - （3）魚種
 - （4）漁具・漁法
 - （5）遊漁区域
 - （6）遊漁料の額
 - （7）注意事項
 - （8）その他参考となるべき事項
 - （9）発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。但し、印刷した遊漁承認証が携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及びほかの遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - （1）氏名
 - （2）有効期間
 - （3）注意事項
 - （4）その他必要な事項
 - （5）発行者名

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(釣堀的漁場)

第 14 条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

- (1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク
 - (2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第 6 号堰堤から守門川第 7 号堰堤までの守門川及び県道 183 号線の堰江橋上流端より上流 30 m の魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域
 - (3) 期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで
 - (4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ・ニジマス（但し、イワナ、ヤマメにおいては、採捕期間を 3 月 1 日から 9 月 30 日までとする。）
 - (5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ
 - (6) 料金 日券 2,000 円（税込） 年券 10,000 円（税込）
- 2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。（キャッチアンドリリース）

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第 15 条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第 2 条、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号
勝木川	内共第 2 号
三面川	内共第 3 号
荒川	内共第 4 号
胎内川	内共第 5 号
加治川	内共第 6 号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第 7 号
阿賀野川	内共第 8 号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第 9 号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第 10 号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第 11 号
鯖石川	内共第 13 号
鶴川	内共第 14 号
関川及び保倉川	内共第 15 号
桑取川	内共第 17 号
能生川	内共第 18 号
早川	内共第 19 号
海川	内共第 20 号

姫川	内共第 21 号
羽茂川	内共第 22 号

表イ

水産動物	漁具漁法	遊漁料（1年）	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200 円（税込）	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050 円（税込）	県下一円

- 2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、表ウの場所及び表ウに規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。
 なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ウ

組 合 名	住 所
新潟県内水産漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀6044番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798番地2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659

- 3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)